



## お手続きのご案内

お手続き		届け出・申請先
出生届の提出	お名前が決まりましたら、出生後 14 日以内にお手続きください。	市区町村 ・出生証明書 ・母子手帳 ・印鑑 ※住所地、本籍地、出生地のいずれかに届け出ます。
健康保険への加入	出生届を提出されましたら、速やかにお手続きください。	各健康保険 (勤務先、健康保険組合、市区町村、など)
小児医療費助成制度の申請	健康保険に加入しているお子さんが、病気やケガで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担額を助成する制度です。自治体によって、助成範囲は異なります。	現住所のある市区町村 ・お子さんの健康保険証の写し ・印鑑
児童手当の申請	出生から 15 日以内にお手続きください。原則として、申請した月の翌月分からの支給となりますが、出生日から 15 日以内であれば、申請月分から支給されます。	現住所のある市区町村 (公務員の場合は勤務先に) ・認定請求書 ・申請者の健康保険被保険者証の写し ・申請者名義の金融機関の口座番号がわかるもの



## 赤ちゃんのご状態により活用できる医療給付制度

未熟児養育医療	出生時体重が 2,000g 以下、その他、症状が基準に該当する場合、入院時保険診療の自己負担額と食事代を助成する制度です。	現住所のある市区町村  ・申請書 ・主治医意見書 ・世帯調書 ・お子さん/申請者の健康保険証の写し ・印鑑 ・マイナンバー確認書類 など
小児慢性特定疾病	国の定める特定の疾病にかかっており、かつ別に定める基準に該当する場合、医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。また、入院時の食事代が半額となります。	
育成医療	先天性の疾患や障害などに対して、手術等の治療を行うことにより確実に効果が期待できる場合、医療費を助成する制度です。(対象疾患が定められています) 世帯の所得状況により、月額負担上限額が定められています。食事代の助成はありません。	

※必要書類は、制度やご状態、お住まいの自治体により異なる場合がありますので、詳しくはご確認ください。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく医療福祉相談室・ソーシャルワーカーまでお声がけください。